

広島県告示第千三百四十九号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第十八条第五項の規定によって、農用地利用集積等促進計画を次のとおり認可した。

令和五年十二月二十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 農用地利用集積等促進計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地	
氏名又は名称	住所	所在	面積（㎡）
農事組合法人今津野東	尾道市	尾道市御調町今田字大通八四〇番一	一、六〇八

二 認可年月日

令和五年十二月二十七日